

発注者の安全対策の取り組み



令和4年11月16日

関東地方整備局 企画部 技術調査課

工事事故とは

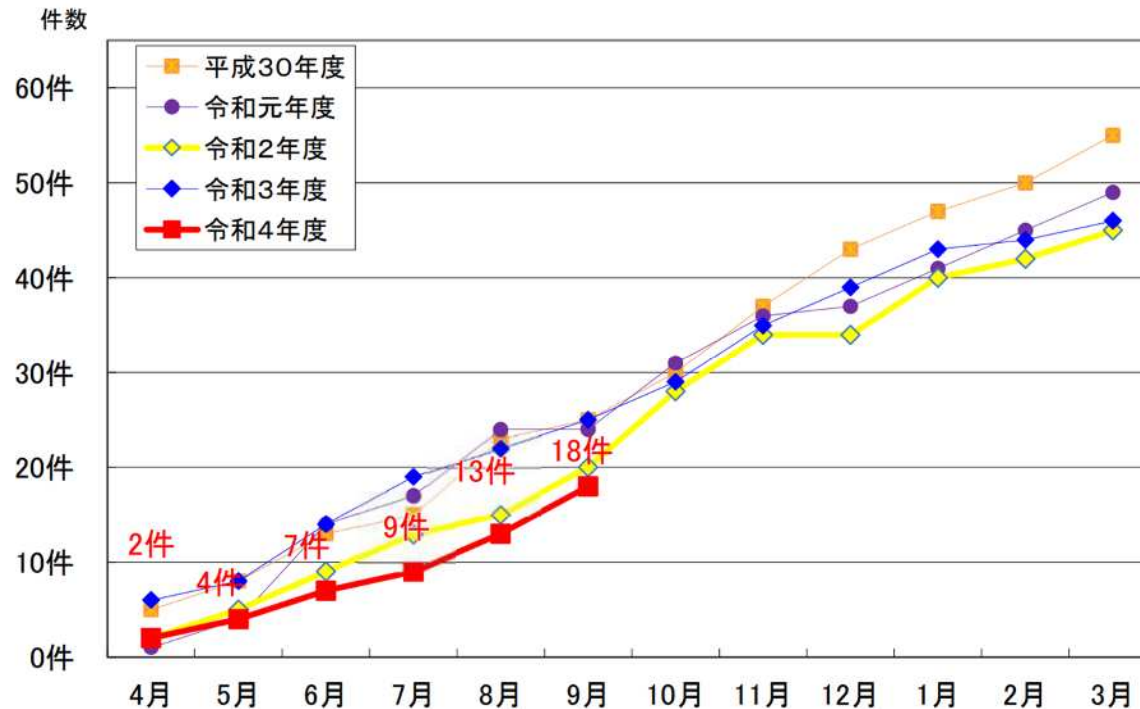
(工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領より)

1. 安全管理の措置が不適切であったため、**公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた**と認められるとき。
2. 安全管理の措置が不適切であったため、**工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた**と認められるとき。

工事事故発生件数の推移 (関東地方整備局発注工事)

年度毎の工事事故発生件数は、近年、若干の減少傾向にある。
 令和4年度は、9月末時点で18件の工事事故が発生しているが、過去の同時期と比べ最も減少。

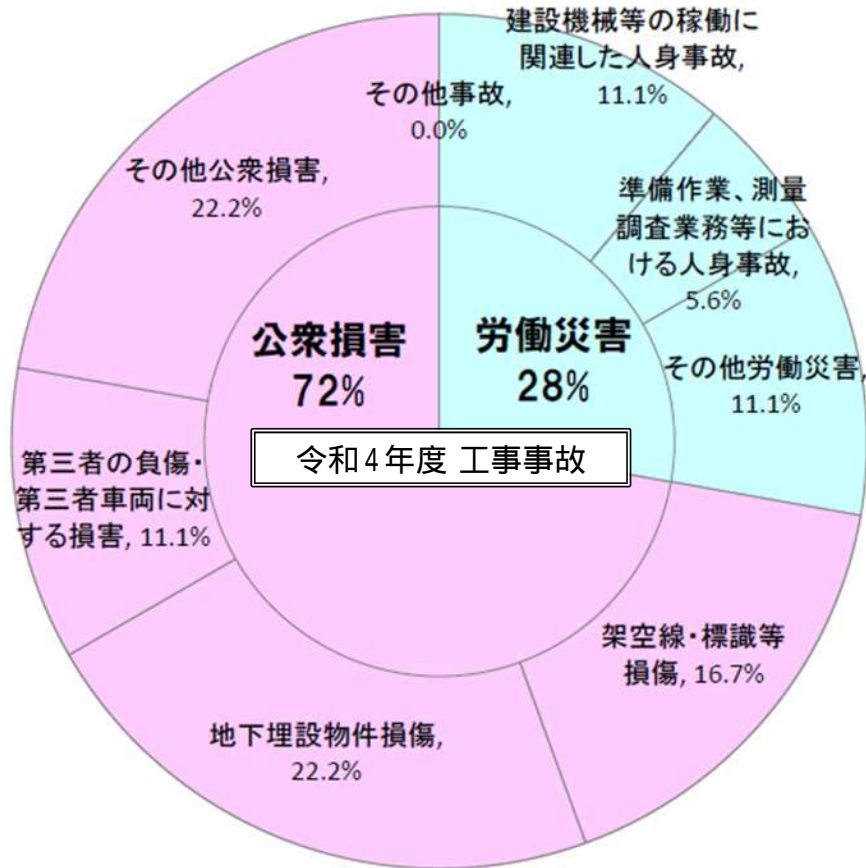
工事事故の発生件数(令和4年9月30日現在速報値)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度 累計 (月毎)	5件 (5件)	8件 (3件)	13件 (5件)	15件 (2件)	23件 (8件)	25件 (2件)	30件 (5件)	37件 (7件)	43件 (6件)	47件 (4件)	50件 (3件)	55件 (5件)
令和元年度 累計 (月毎)	1件 (1件)	4件 (3件)	10件 (6件)	14件 (4件)	17件 (3件)	24件 (7件)	31件 (7件)	36件 (5件)	37件 (1件)	41件 (4件)	45件 (4件)	49件 (4件)
令和2年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	5件 (3件)	9件 (4件)	13件 (4件)	15件 (2件)	20件 (5件)	28件 (8件)	34件 (6件)	34件 (0件)	40件 (6件)	42件 (2件)	45件 (3件)
令和3年度 累計 (月毎)	6件 (6件)	8件 (2件)	14件 (6件)	19件 (5件)	22件 (3件)	25件 (3件)	29件 (4件)	35件 (6件)	39件 (4件)	43件 (4件)	44件 (1件)	46件 (2件)
令和4年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	4件 (2件)	7件 (3件)	9件 (2件)	13件 (4件)	18件 (5件)						

令和4年度工事事故 発生形態別の内訳

令和4年度は、架空線・標識等損傷や地下埋設物件損傷が多い。



	発生形態	R2	R3	R4	過去3年間計
労働災害	建設機械等の稼働に関連した人身事故	6	5	2	13
	部材の加工作業等により自らを負傷	0	2	0	2
	資機材等の落下や下敷きで負傷	5	4	0	9
	足場・法面等からの墜落事故	5	3	0	8
	準備作業、測量調査業務等における人身事故	1	1	1	3
	その他労働災害	5	4	2	11
小計		22	19	5	46
公衆損害	架空線・標識等損傷	3	7	3	13
	地下埋設物件損傷	5	6	4	15
	第三者の負傷・第三者車両に対する損害	9	10	2	21
	その他公衆損害	4	4	4	12
小計		21	27	13	61
	その他事故	2	0	0	2
計		45	46	18	109

... R4年度重点的安全対策項目

その他事故とは、建設機械の転倒・転落事故のうち、工事関係者の死傷者がなく、公衆に損害を与えていない事故を分類

令和4年度の事故件数は、9 / 30現在暫定の件数。

発注者の安全対策への取り組み

1. 土木工事共通仕様書・特記仕様書など契約図書への記載・明示

- ・ 工事中の安全確保に関する項目を記載

例 土木工事安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱など安全指針の遵守
架空線等上空施設や地下埋設物などの調査を義務付け
定期安全研修・訓練等の実施を義務付け
試掘の実施や埋設物の防護費は設計変更の対象とする

2. 受注者に対する重点的安全対策の周知

- ・ 既発注工事の受注者に説明
- ・ 施工計画書受理時における説明
- ・ 工事現場における施工状況把握、安全パトロール等における説明
- ・ 工事安全協議会における説明

共通仕様書
各工事に共通する技術的要求や工事内容などの事項を規定
特記仕様書
共通仕様書を補足し、当該工事のみの特有の技術的要件を規定

3. 工事事務防止強化月間（11月）の活動

- ・ 安全協議会等の開催
- ・ 現場の安全総点検・パトロール
- ・ 各種啓発活動

4. 指名停止等の措置

- ・ 安全管理の不適切により工事事務を発生させた場合、受注者に指名停止等の措置を施す。

5. 工事成績評価への反映

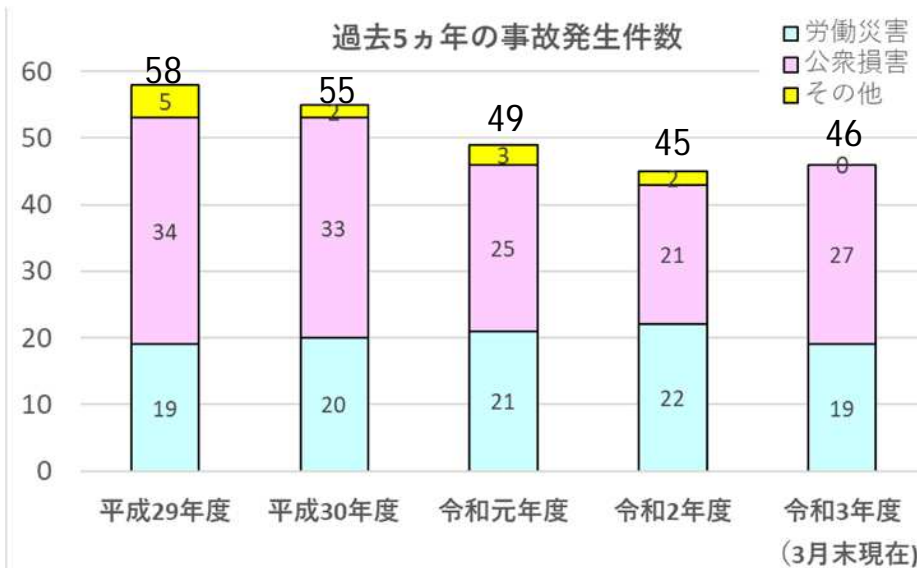
- ・ 受注者の安全対策への取組を客観的に評価し工事成績評価へ反映。

工事成績評価
工事が完成した段階で発注者が工事ごとに出来形や品質などを採点する通知表
企業の格付けや入札参加資格の評価にも活用

関東地方整備局令和4年度重点的安全対策（概要版）

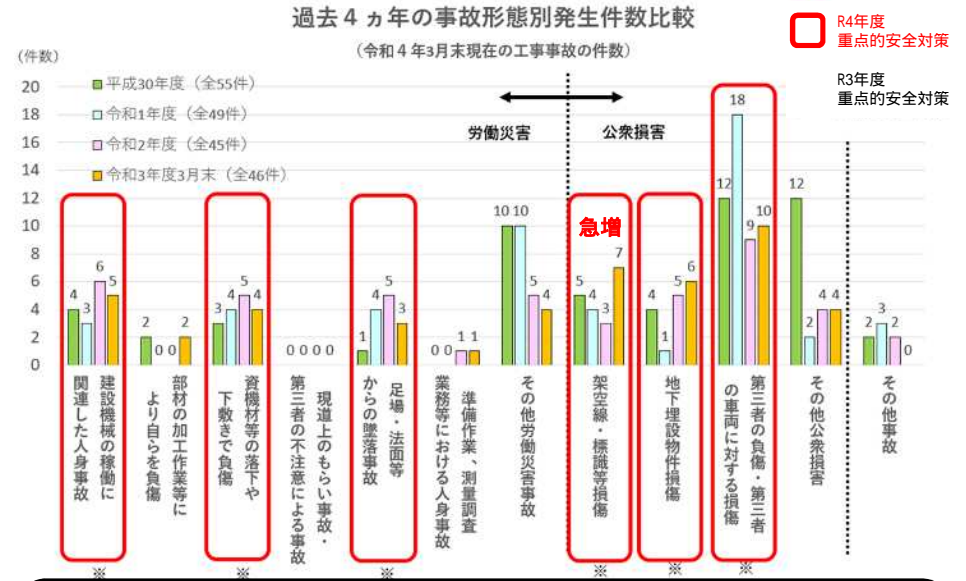
1. 過去5カ年事故発生件数推移

近年の事故発生件数は横ばいの状況であるが、令和3年度は若干増加傾向（公衆損害は増加、労働災害は減少傾向）です。



2. 過去4カ年事故発生形態別発生件数比較

令和3年度は、公衆損害の発生割合が多く、特に**架空線・標識等損傷に関する事故が急増**しています。



3. 令和4年度重点的安全対策事故発生形態

令和3年度に**事故が多発している発生形態を重点的安全対策事故発生形態**とします。

架空線等上空施設の損傷事故防止

(R3発生割合15% 7件 / 46件)

建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R3発生割合11% 5件 / 46件)

資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R3発生割合 9% 4件 / 46件)

足場・法面等からの墜落事故防止

(R3発生割合 7% 3件 / 46件)

地下埋設物の損傷事故防止

(R3発生割合13% 6件 / 46件)

第三者の負傷、第三者車輛等に対する損害

(R3発生割合22% 10件 / 46件)

4. トピックス

架空線・標識等損傷事故により、電力施設や通信施設に損傷を発生させると**第三者への影響が非常に大きい**ため、ご注意願います。

令和3年度は、**建設機械・バックホウのアームやダンプの荷台を下げ忘れたことが原因**で架空線を損傷した事故が多発しています。

架空線等を損傷した場合は、近隣住居・社屋等の**民間利用に大きな支障**が生じます。チェックリスト等を利用して、工事事故防止に努めて下さい。

また、オペレータ等工事関係者に対し、工事現場の架空線等上空施設の種類、位置（場所・高さ等）及び留意事項を周知するとともに、アームや荷台を上げたまま移動・走行しないよう徹底して下さい。



バックホウのアームを上げたまま走行したことにより架空線を損傷した事故の写真

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。		／／
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。		／／
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		／／
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置 ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置		／／

チェックリストは関東地整HPに掲載されており、
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

関東地方整備局令和4年度重点的安全対策（概要版）

重点的安全対策として実施すべき主要内容

令和3年度(2月末現在)は、死亡事故は発生していないものの、事故件数は2月末現在で昨年度全体の発生件数と比較して同数となっている状況である。
重点的安全対策として定めている架空線等上空施設の損傷事故防止として建設機械のアームやダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないことなど基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。
 よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底など安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

架空線等上空施設の損傷事故防止

- ・施工前に現地調査を実施し、種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。
- ・架空線に注意が向くよう目印表示等を設置するとともに、必要に応じて保護カバー等の保安措置を行う。
- ・架空線等障害物周辺の建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。
- ・バックホウ等建設機械を移動する時は、必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。

各種チェックリストは関東地整HPに掲載されています。
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf



架空線位置の明示

注意喚起看板の設置

架空線対策

建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- ・周辺状況、現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。
- ・路肩・法面等危険な場所での建設機械作業、人と建設機械の共同作業においては、誘導員を適正に配置する。
- ・建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、事故防止のため、必要な作業手順を周知徹底する。

資機材等の下敷きによる人身事故防止

- ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査(リスクアセスメント)等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。
- ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
- ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		／／
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		／／
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		／／
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		／／
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		／／
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		／／
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		／／
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		／／
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		／／
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		／／

埋設物チェックリストの活用

足場・法面等からの墜落事故防止

- ・墜落制止用器具(安全带)の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。
- ・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- ・作業員が安全に移動できる通路を確保する。

地下埋設物の損傷事故防止

- ・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- ・試掘等により目視確認し、必要に応じて探査機等による非破壊探査の併用も検討する。
 (図面と現地の埋設状況が異なる場合があるので注意が必要)
- ・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。
- ・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

- ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。
- ・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

事故防止

- ・誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。
 (予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。)
- ・建設機械のアームやダンプの荷台を下げた状態の確認方法を作業計画書に明記し周知徹底すること。
- ・建設機械、墜落制止用器具等については、取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底すること。
- ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置し、交通誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。
- ・特に片側交互規制において第三者車両等を誘導する場合は、車両通過の確認方法や交通誘導員の合図・誘導方法を明確に定めること。
- ・工事、業務関係車両運転手は交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

施工計画・作業手順の明確化、遵守・周知徹底

「事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

詳細は本編をご参照願います 6

4. 工事事故防止強化月間(11月)

1. 目的

工事稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組みを確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事故を防止することを目的として実施

2. 対象期間(令和4年度)

令和4年11月1日(火)～11月30日(水)

3. 実施内容

安全協議会等の開催

- ・「関東地方整備局令和4年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を促す。
- ・外部機関を活用した講習会等を併催し、安全意識の向上を図る。

現場の安全総点検・パトロール

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して、安全意識の高揚を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。


啓発活動

- ・「関東地方整備局令和4年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」(本局作成資料)の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起

安全協議会等の開催及び現場安全総点検・パトロールを実施する際は、WEB方式の活用や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じる。




工事事故防止強化月間(11月)

【チラシ】

 国土交通省 関東地方整備局

令和4年度 工事事故防止強化月間
実施期間：令和4年11月1日～11月30日

取り組み内容

-  安全協議会等の開催
-  現場の安全総点検、パトロールの実施
-  安全管理・事故防止に関する啓発活動


関東地方整備局管内 工事事故発生状況
令和4年9月末時点18件(速報値)
(令和3年9月末時点25件)

TOPICS

- ◆ 工事事故発生件数は対前年度比で7件減少
- ◆ 「**架空線等の損傷事故**」及び「**地下埋設物件の損傷事故**」が多発している状況

※架空線近接箇所・地下埋設物作業チェックリスト
http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

🔍 ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/qijiyutu/index00000013.html>



問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当
☎ 048-600-1332 (ダイヤルイン)